

鳥取縣公報

規則

◇鳥取縣規則第四十一号

昭和二十四年二月鳥取縣規則第九号食品衛生法施行細則の一部を次のように改正する。

昭和二十六年七月六日

鳥取県知事 西尾 愛治

様式第三号中「飲用牛乳類似品の製造業」を削り末尾に「(註)乳製品及び類似乳製品製造業については八に製造方法、混合物の種類及びその重量、百分率、成分分析表を記入のこと」を加える。

様式第三号中「特別牛乳さく取処理業」の次に「集乳業」を加え、七中(殺菌の有無及び低温、高温殺菌の別)を削り末尾に「(註)集乳業にあつては六を乳の種類及び集乳区域七を一日の集乳予定量及び販売先と記入する」

を加える。

別表中「氷菓子製造業(アイスクリーム製造業を含む)」を「氷菓子製造業(乳製品及び類似乳製品を除く)」に改め「牛乳処理業」を「乳処理業」に改め乳処理業の一乃至三、五乃至十、十三乃至十七、十九の中、「牛乳」を「乳」に改め十一を「気かんには正確にその圧力、温度を測り得る圧力計、温度計をそなえ乳殺菌機及び冷却保存設備にはその温度を計り得る温度計をそなえること」に改める。
別表中特別牛乳さく取処理業の十一を「牛乳殺菌機、冷却保存設備及び器具類の殺菌設備には、その温度を計り得る温度計をそなえること」に改め十七を削り同表中「飲用牛乳類似品製造業、乳製品又はその類似品の製造業の基準を準用する」を削り「乳製品又はその類似品の製

昭和二十六年七月六日 金曜日
第二千二百二十四号

本書ノ大キサハ國定規格A五判

造業」の項の次に「集乳業」の項を加える。

集乳業

(建物の構造)

一、集乳場は、し尿処理場、じんあい処理場等の近傍、じんあい埋立地、濕地等、不潔な場所に位置しないこと。但し、その対策あるものはこの限りでない。乳取扱室、器具取扱室を設けそれぞれ業務能力に応じて充分な広さとし、これらは家族や従業者の居住する室と別棟とすること。

二、乳取扱室、器具取扱室等の天井及び壁はじんあいのたまらないように平滑で明色であること。

床及び床から高さ〇、九米以上の周壁はタイル、煉瓦、コンクリートでつくられ又は緊密な板張りとし、床は排水に便利な構造とし平滑で水たまり等のできないよう完全に補修されていること。但しすべり止めのための装置はこの限りでない。

乳取扱室、器具取扱室は換気がよく蒸気の発散するところには通風装置を設け殊に器具取扱室の火たき口は

室外に設けること。

乳取扱室、器具取扱室は自然光線を充分とり入れるような構造とし止むを得ない場合及び夜間における照明は少くとも一坪につき二十ワット以上とすること。

三、乳取扱室、器具取扱室の窓その他開放する箇所は金網張り等、そ族こん虫の侵入を防ぐ装置をなし天井壁、床等はすべて完全に隙間がなくつくられ破損箇所は常に完全に補修されていること。

四、建物の周囲の表面は、コンクリートその他で舗装し排水がよく且つ清掃しやすい構造とすること。建物の附近に雨水汚水等のたまりができないように適当な排水設備があること。

五、乳取扱室には従業者の流水式手洗設備を設け、石けんをそなへること。器具取扱室には乳の取扱器具等の便利な洗じよう設備を設けること。

(食品取扱設備)

六、取扱乳量に応じて充分な乳の冷却設備及び取扱器具を設け生乳の検査に必要な設備をすること。

七、乳冷却機器の殺菌設備等の移動しにくい機械器具の配列は、生乳の取扱上便利な位置にあり清掃、洗じようが容易であること。

八、乳取扱器具で乳に直接接觸する部分は耐水性であり、その構造は掃除し易いものであること。

九、乳を取扱う器具機械類はよく修理が行き届いてさび割れ目、破損等がないこと。又よく掃除され且つ完全に使用可能な状態に常に保持すること。

十、小型の乳取扱器具類を衛生的に保管できるおおい架台戸棚格納箱等を設けること。

十一、乳の冷却設備及び器具類の消毒設備には温度計をそなえ気かんにには正確にその圧力温度を計る圧力計をそなえること。

(給水及び汚物処理)

十二、飲食店営業に準ずる。

十三、牛乳処理業に準ずる。

(取扱方法)

十四、集乳場の構内、乳取扱室、器具取扱室床面戸棚等は

すべて少くとも一日一回は徹底的に洗じようする等の清掃を行い乳取扱中衛生的に保持しておくこと。

乳取扱室、器具取扱室にはそ族、こん虫がいないこと。

十五、乳取扱器具はすべて少くとも一日一回は洗じようする等清掃を行い特に乳に直接接觸する面は使用前に念に清潔にし且つ乳取扱時間中衛生的にしておくこと。乳に直接接觸する器具の表面は洗じようの後常に攝氏七六・五度以上の熱湯蒸気で消毒すること。

十六、乳は搾取業者より受取り乳処理業者乳製品製造業者又は類似乳製品製造業者に渡す時で常に衛生的な方法で取扱うこと、特にそ族こん虫じんあいにより汚されることを防ぐこと。

十七、乳は乳処理業者、乳製品及び類似乳製品製造業者に渡すまで常に攝氏十八度以下に冷却保存すること。

(食品の取扱者)

十八、飲食店営業に準ずる。

十九、牛乳処理業に準ずる。

二十、飲食店営業に準ずる。

◇鳥取縣規則第四十二号
次に掲げる規則は廃止する。

昭和二十六年七月六日

鳥取県知事

西尾愛治

指定飼料購入予備登録確認手数料徴収規則

(昭和二十五年二月鳥取県規則第十一号)

鳥取県指定飼料生産業者登録手数料徴収規則

(昭和二十四年七月鳥取県規則第六十八号)

家畜傳染病予防法施行細則

(大正十二年五月鳥取県令第三十号)

鳥取県養蜂取締規則

(昭和二十二年九月鳥取県規則第二十八号)

種牡馬種付料補助規程

(大正九年三月鳥取県令第二十一号)

鳥取県畜牛移出統制規程

(昭和十九年十月鳥取県令第六十四号)

果有種牡牛及本県借受ニ係ル国有種牡牛種付規程

(大正五年二月鳥取県令第七号)

鳥取県種鶏取締規則

(昭和二十二年九月鳥取県規則第二十七号)

◇鳥取縣規則第四十三号

次に掲げる規則は廃止する。

昭和二十六年七月六日

鳥取県知事

西尾愛治

鳥取県飲食営業許可手数料徴収規則

(昭和二十四年六月鳥取県規則第五十一号)

00035

飲食営業臨時規整法施行細則

告示

◇鳥取縣告示第二百九十一号

医薬品配給規則(昭和二十二年厚生省令第三十号)第九條の規定による医薬品販売業者として次のように登録した。

昭和二十六年七月六日

鳥取県知事 西尾愛治

所在地 米子市紺屋町一番地

名称 有限会社 稲田松太郎薬局

登録年月日 昭和二十六年七月一日

登録番号 第拾号

◇鳥取縣告示第二百九十二号

医薬品配給規則(昭和二十二年厚生省令第三十号)第九條の二の規定により次に掲げる医薬品販売業者の登録を昭和二十六年六月三十日まつ消した。

(昭和二十四年六月鳥取県規則第五十二号)

昭和二十六年七月六日

鳥取県知事 西尾愛治

米子市紺屋町一番地

稲田松太郎

◇鳥取縣告示第二百九十三号

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第十三條の規定による変更届につき次のように建設業者登録簿に昭和二十六年六月二十一日変更登録した。

昭和二十六年七月六日

鳥取県知事 西尾愛治

登録番号	登	商号又	主たる営業所所在地	申請者
鳥取県知事昭和二十	年月日	は名称		氏名
事登録	昭和二十	組	元米子市角盤町四丁目	小村一夫
(一)第	四年十月	改米子市立町三丁目八	番地	
八一号	十九日			

